

権力分立論における政党の位置

—三たびニクラス・ルーマンのシステム理論に着目して—

大 森 貴 弘

はじめに

- I キングとソーンヒルによる政治システムの捉え方
 - 1 政治＝執政、行政＝立法という把握
 - 2 初期ルーマン理論への固執
- II 初期ルーマンから後期ルーマンへの変遷について
 - 1 政治システムと法システムの分離
 - 2 インプット／アウトプット・モデルの放棄
- III 権力分立論における政党の位置
 - 1 後期ルーマンのシステム分化図式と政党
 - 2 政治から行政へのベクトル
- IV 検討および示唆
 - 1 政党の位置に関する比較検討
 - 2 普遍理論としての応用可能性
 - 3 政治および法システム論に関する時期区分

おわりに

はじめに

権力分立という言葉を聞いて多くの人が想い起こすのは、立法・行政・司法の三個の国家機能の間に抑制と均衡の関係が成り立つという、「古典的」⁽¹⁾権力分立論であろう。この説によると、権力分立とは、立法機能を議会に、行政機能を行政府に、司法機能を裁判所に各々属させ、相互に抑制と均衡の

関係に置く制度だとされる。憲法学の旧来の文献では、この説の提唱は18世紀フランスの思想家であるモンtesキューに帰せられることが多かった。しかし、モンtesキューが抑制と均衡の関係に立つとしたのは、あくまでも議会の上院・下院と行政権を執る君主の三機関であって、裁判する権力は裁判所の非常設化と裁判官の公選という制度によって「いわば無」の権力になるとされている。⁽²⁾したがって、「古典的」権力分立論をモンtesキューによって提唱されたものとするのは、『法の精神』の理解としては正確なものではない。

では、立法・行政・司法の抑制と均衡という「古典的」権力分立論のアイデアは、いったい誰によって提唱されたのであろうか？最初の提唱者を特定することは難しいと思われるが、管見のかぎり、アメリカ建国期に執筆されたトーマス・ジェファーソンの『ヴァージニア覚え書』にその古い例が見出される。⁽³⁾ジェファーソンは、君主・上院・下院の抑制と均衡というモンtesキューの思想のエッセンスを受容しながらも、立法部・行政部・司法部の抑制と均衡を説いている。ジェファーソンが知事を努めたヴァージニアでは、フランスの上院を占めていたような貴族は言うまでもなく存在しなかった。このゆえに、上院と下院は同質的であって、モンtesキューの説く上院・下院・裁判所という形での三機関の抑制と均衡はあてにできなかった。このために、立法部・行政部・司法部という形での抑制と均衡が説かれるようになったのではないか。したがって「古典的」権力分立論は、モンtesキューの思想がアメリカにおいて受容され・変容された結果として生み出されたものではないかと思われる。⁽⁴⁾この「古典的」権力分立論は、18世紀に提唱されたこともあるって、権力分立の要素として政党を含まないものであった。この時期には、近代的な組織を持つ政党が未発達であったため、それも当然のことだった。

翻ってドイツでは、同じく18世紀後半に国家権力（特に立法権と執行権）の抑制と均衡を説く見解が見られる。⁽⁵⁾19世紀になると、「古典的」権力分立

論の影響からかカール・エルンスト・シュミット Karl Ernst Schmid によって立法・統治・裁判の三作用の協調・抑制の関係が説かれており、他にも多くの論者がさまざまな権力分立論を提唱している。19世紀のドイツでは、近代的な組織を備えた政党が徐々に発達してくる。そして、遅くとも1923年にはカール・シュミット Carl Schmitt（上記のカール・エルンスト・シュミットとは別人）が、さらに議会内の政党間の均衡を加味した権力分立のアイデアを提示している。⁽⁷⁾ 第二次大戦後のボン基本法下でも、政党を権力分立の要素として措定する学説は主張されており、今日のドイツではこの種の主張はとりたてて珍しい見解ではなくなっている。⁽⁸⁾

それでは日本はどうだろうか。言うまでもなく、日本国憲法の成立に際しても、「古典的」権力分立論は強い影響を及ぼすことになった。実際、日本国憲法は政党の条項を持っていないし、同憲法の解釈論として「古典的」権力分立論が長く通説的地位を占めてきた。そして一連の批判にもかかわらず今もなお「伝統的通説」として根強い影響力を保持している。このような事情もあって、日本では権力分立の要素として政党を考慮する学説は今なお少ないので現状である。⁽⁹⁾ このような不十分さを補充するために、本稿では、⁽¹⁰⁾ ドイツの社会システム論者であるニクラス・ルーマンの見解に着目しつつ、権力分立制における政党の位置づけについて論じることにしたい。今日の日本においては、2007年の参議院選挙の結果にも如実に見られるように、二大政党制への傾向が現実に強まってきている。こうした時代背景のもとにつけて、政党の役割や位置づけについて改めて考察することの意義は少なくないであろう。

なお、本稿筆者はルーマンの権力分立論についての論文を既に二本発表している。そのうちの一本目の論文「ニクラス・ルーマンの権力分立論——グローバル・コンテクストにおける応用可能性——」（以下「前々稿」と略記する）では、システム論にいう構造的カップリングという観点から権力分立を把握するアイデアについて基本的な骨子を示し、この理論がグローバル化

に伴う権力分立の射程の拡大を基礎づけるために便宜であること、グローバル化の中の法現象を分析する際に応用可能性を持っていること、などを明らかにした。⁽¹²⁾ その続編にあたる論文「再びニクラス・ルーマンの権力分立論——民主制における権力循環——」（以下「前稿」と略記する）では、ルーマンのシステム分化図式の変化を前期・中期・後期に分けて考察しつつ、民主制すなわち広義の政治システムにおける二重の権力循環について詳述した。⁽¹³⁾ 本稿は、これらの論文のさらに続編にあたり、ルーマンのシステム分化図式における政党の位置づけを明らかにし、かつ、憲法学への示唆を引き出すことを目的としている。

本稿で検討対象とするのは、言うまでもなく政党に関連するルーマンの文献である。以下、初期・中期・後期に分けて列挙する。（前稿と同じく、初期・中期・後期というルーマン理論の三つの時期区分は暫定的に馬場靖雄によって提示されたそれに従う。）⁽¹⁴⁾

初期

1. Der Politische Code: »Konservativ« und »progressiv« in systemtheoretischer Sicht, Zeitschrift für Politik 21 (1974), S. 253 – 271.

中期

2. Probleme eines Parteidprogramms, in: Horst Baier (Hrsg.), Freiheit und Sachzwang: Beiträge zu Ehren Helmut Schelskys, 1977.
3. Politische Theorie im Wohlfahrtsstaat, 1981. [邦訳：ニクラス・ルーマン（徳安彰 訳）『福祉国家における政治理論』（2007年）。]

後期

4. Die Zukunft der Demokratie, in: Der Traum der Vernunft: Vom Elend der Aufklärung, 1986, S. 207–217.

5. Enttäuschungen und Hoffnungen. Zur Zukunft der Demokratie, in: Niklas Luhmann, Soziologische Aufklärung 4: Beiträge zur funktionalen Differenzierung der Gesellschaft, 3. Aufl., S. 139 ff.
6. Partizipation und Legitimation: Die Ideen und die Erfahrungen, in: Niklas Luhmann, Soziologische Aufklärung 4: Beiträge zur funktionalen Differenzierung der Gesellschaft, 3. Aufl., S. 159 ff.
7. Theorie der politischen Opposition, Zeitschrift für Politik 36 (1989), S. 13–26.
8. Das Recht der Gesellschaft, 1995 (erstmalig veröffentlicht 1993).
〔邦訳：ニクラス・ルーマン（馬場泰雄／上村隆広／江口庄仁 訳）『社会の法 1』『社会の法 2』（法政大学出版局、2003年）。〕
9. Die Politik der Gesellschaft, Hrsg. von André Kieserling, 2002 (erstmalig veröffentlicht 2000).

もちろん上記に挙げた文献以外にも、必要に応じて参照・引用することとし、関連する事実なども留意しながら検討を進めたい。ただし、主要には後期ルーマンの文献に重点を置くことにしたい。また本稿では、英語圏（イギリス）で書かれたルーマンに関する二次文献を批判対象として俎上にのぼせたい。具体的には、以下の著作である。

Michael King/ Chris Thornhill, Niklas Luhmann's Theory of Politics and Law, 2005 (first published in 2003).

本稿筆者には、この著作はルーマンの政治・法理論の紹介としては多分に問題含みであると思われる。⁽¹⁵⁾ だが、英語で書かれた文献であるがゆえに、多くの読者を獲得する可能性があるし、そうなるとルーマンの政治・法理論について著しい誤解が広まる恐れもある。それゆえ、ルーマンの権力分立論に

ついて縷々述べてきた本稿筆者にとっては、無視しえない文献であるように思えるのである。本稿では、このキングとソーンヒルの共著を批判することを通じて、特に後期ルーマンのシステム分化図式を明確化し、これに基づいて権力分立における政党の位置を明らかにするという形で叙述することにしたい。

なお、本稿は憲法理論——すなわち事実と規範の双方に関わりあいながらも、個別の憲法規範ではなく、憲法の本質・機能・理念等を根本的に考察する理論領域——に位置づけられるが、こうした方法論的問題意識についても前々稿および前稿とほぼ共通しているため、ここではこれ以上立ち入らない。

I キングとソーンヒルによる政治システムの捉え方

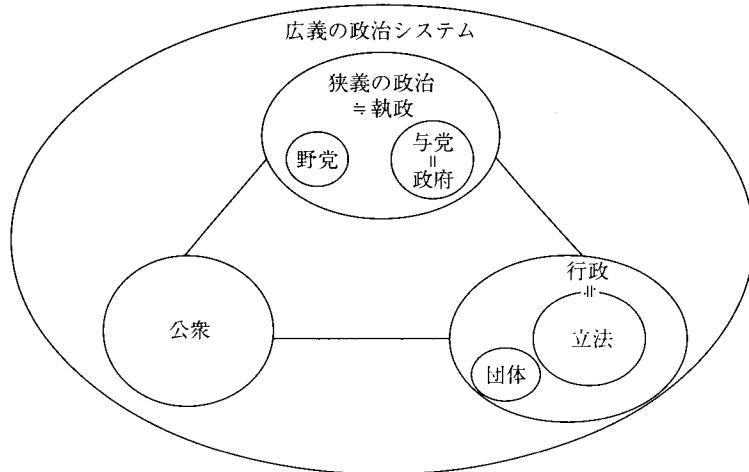
1 政治＝執政、行政＝立法という把握

まず、キングとソーンヒルがルーマンの政治システムをどのように理解しているのか、という点から論じていきたい。ルーマンは既に初期の論稿において、政治システムは主要には政治／行政という形で二つのサブシステムに分化していると盛んに述べている。⁽¹⁶⁾ 言い換えれば、広義の政治システムの内部には狭義の政治と広義の行政という二つのシステムが存在していると言える。前々稿で既に述べたように、本稿筆者はこの政治／行政という形での内部分化を、基本的には政党政治／広義の行政という形で捉えている。⁽¹⁷⁾ これに対して、キングとソーンヒルは、政治／行政という形での政治システムの内部分化を、執政 executive／立法 legislation として把握しているところに特徴があると言えよう。⁽¹⁸⁾ 実際に、キングとソーンヒルは、ルーマンの福祉主義についての批判的考察が、権力分立についての古典的な法治国家思想や立法と執政に関する初期リベラリズムの見方に非常に近いと述べる文脈で、次のように主張している。

「民主制を政治と行政 *administration* という本質的分化に依存させるに際して、ルーマンは次のことを示唆している。すなわち、政治システムには説明責任 accountability についての明確な領域がなければならず、政治的争点の十分な扱いは、高レベルの決定（政治）と、当該問題を一般に受け入れられるメディア（法・規定・実務規則・指針など）へと組織する統治の諸部門（行政）との機能的分離に依存する。このように、ルーマンによる政治の意味論的分化は執政を政治として再カテゴリー化し、立法府を行政として再カテゴリー化することに依拠している。また、ルーマンは、全政治システムの有効性と正統性はこの二つのユニットの安定的な分立 separation に依拠している、と主張している。」⁽¹⁹⁾

このように、キングとソーンヒルは、ルーマンの言う広義の政治に存在する二つのサブシステムである政治と行政を、実に奇妙な形で把握している。すなわち、政治を執政として把握し、他方で行政を立法として把握しているのである。このような把握は、他の箇所にも見られる。例えば、すぐ直後の箇所でキングとソーンヒルは「政治の分離したサブシステム（執政と立法府）が互いを観察することができ、互いが適切にその特殊かつ独立した任務をチェックすることができる範囲でのみ民主的社会が可能となる」と書いている。⁽²⁰⁾ ここでも、広義の政治システムのサブシステムである（狭義の）政治と（広義の）行政が再び執政と立法府として把握されている。さらに、キングとソーンヒルは「行政は、結局のところ（この点で）広い範囲で立法と同義語である」とさえ主張している。この主張は、行政=立法という一風変わった等式によって定式化されうるであろう。そして、この行政=立法は、狭義の政治=執政によって生み出された決定前提を法 Law へと転換するとされる。⁽²¹⁾ なお、ルーマンは中期以降、しばしば政治／行政に公衆を加えた三つのサブシステムの循環関係を強調するようになる。⁽²²⁾ ソーンヒルも公衆を含めた三つのサブシステム間の関係について触れている。このようなソーンヒルの理解を図示したのが次頁に掲げる図Aである。

政治システムの二つのサブシステムを、政治=執政／行政=立法という形



図A：キングとソーンヒルの理解

で把握するキングとソーンヒルのルーマン理解は、果たして適切なものであるのか…。結論から言ってしまえば、本稿筆者は、やはりキングとソーンヒルの理解は適切なものではないと考えている。英語圏には執政 executive と行政 administration を別個のものとして捉える用語法があることは日本でもよく知られている。もともと、アメリカの行政法学において頻繁に使われる用語法であったが、近年では日本の憲法学においても執政権論という見出しのもとに盛んに論じられるようになっているため、日本の公法研究者にも馴染みのある用語法であろう。⁽²⁴⁾ アメリカでは、執政権 executive は大統領に属することになっており、大統領が閣議で基本的な政策決定を行い、下位の行政 administration を指揮するとされる。このためアメリカ行政法学においては、執政と行政の区別を重視する。ハイレヴェルな国家の基本政策を決定し、下位行政を指揮する権力が執政 executive とされる。キングとソーンヒルはイギリス人ではあるが、明らかに上のような英語圏での用法に引っ張られてルーマンを理解している。つまり、ルーマンの言う（狭義の）政治を執政として理解したため、政治／行政という区別が執政／行政という

区別へと置き換えられてしまった。さらに、行政＝立法という奇妙な定式によって行政を立法として理解することによって、ルーマンの言う政治／行政は、最終的には執政／立法へとすり替えられることになってしまった。

キングとソーンヒルは狭義の政治を執政として理解するから、狭義の政治を政党の指導的人物や高位の党員としてイメージすることになる。つまり、議院内閣制のもとで執政権行使する政府の構成員すなわち与党の指導的(25)人物や高位の党員を狭義の政治として想定することになる。このような把握の問題点は、政党の下部党員のコミュニケーションが狭義の政治から排除されてしまうことであるが、この点については後に詳しく触れることがある。この把握に孕まれているさらなる問題は、キングとソーンヒルが狭義の政治に政府を含めている点である。彼らは「政党の指導部（政府 government）」とも書いている。⁽²⁶⁾明らかに彼らが狭義の政治の構成要素として想定している政党の指導部は政府と同一視されている。このような把握は、政治を執政と看做す彼らの理解と整合的である。すなわち、執政権行使するのは政府であるから、当然にも政府は狭義の政治＝執政に属することになるというわけだ（図A参照）。このような把握の問題性についても後に詳しく触れることがある。

2 初期ルーマン理論への固執

キングとソーンヒルの著書は、その目次を見ると明らかなように、政治システムと法システムが別々の機能システムとして把握されている。このことからすれば、キングとソーンヒルは当然ルーマンの中期および後期の著作に依拠すべきだった。というのも、前稿で明らかにしたとおり初期ルーマンは、アメリカ留学中の師であったタルコット・パーソンズの強い影響の下にあり、そのほとんどの時期において政治システムと法システムを別個のシステムとして分離していないからである。⁽²⁷⁾また、キングとソーンヒルの共著書では両システムのそれぞれがオートポイエティックなシステムとされてい

⁽²⁹⁾ る。以上のことから、彼らは、この本を書くにあたって基本的にはオートポイエティック・ターン以後の後期ルーマンに依拠すべきであった。⁽³⁰⁾ ところが、彼らの本には初期ルーマンへの妙な拘りというか、過度の固執があるようと思われる。

例えば、既に述べた立法＝行政という彼らの奇妙な定式も、主として初期ルーマンに依拠して導き出されている。例えば、キングとソーンヒルは次のように述べている。

「このモデルの中で彼〔ルーマン〕は、次のように主張している。すなわち、近代的政治システムにおいて立法府（つまり議会の選挙された会議）は、実質的には政治システムの広義の行政（Verwaltung）の他の構成要素と異ならない。議会のメンバーの諸活動はその他多くの『行政的仕事』の一つのタイプでしかなく、⁽³¹⁾ そして行政的仕事の全てのタイプは立法的機能を有している。」

上の引用は、キングとソーンヒルが行政＝立法という定式を提出するにあたっての論拠となっている。彼らは上の引用文中に注を付し、初期ルーマンの著作『政治的プランニング』に参照指示を出している。たしかに、初期および中期のルーマンは議会を広義の行政に含めていることから、上の引用はその時期のルーマンの記述としては必ずしも間違いとは言えない。しかし、この時期のルーマンが議会を広義の行政に含めて考えているのは、議会が「政党政治上の論争対象とならない多くの法律も含めてルーチンワーク的に⁽³²⁾『決定』を行っていることを考慮してであろう」と推測されている。したがって初期ルーマンに依拠して行政と立法を同義語だ（行政＝立法）とする定式化は、かなりの誇張があるよう思う。一步譲ってたとえそのような理解が可能だとしても、キングとソーンヒルの著作では政治システムがオートポイエティックなシステムとして把握されているのであるから、ここにオートポイエティック・ターン前の初期ルーマンの叙述を混入させることが妥当

性を持つのかどうか…。このことが問題として浮上してくることになろう。

キングとソーンヒルは、一方で法システムと政治システムを別々のオートポイエティック・システムとして措定する後期ルーマンのシステム分化図式に沿った叙述をしておきながら、他方で法システムと政治システムを未だ分離していなかった初期ルーマンに依拠して立法＝行政という奇妙な定式を提出する…。ルーマンのシステム分化図式の変遷を無視したこのような彼らの方法は、本稿筆者にはいかにも整合性を欠いているように思える。というのも、後期ルーマンにおいては、立法は法システムのサブシステムとして位置づけられているのであって、もはや政治システムの中の立法は強調されていないのだから。⁽³³⁾

さらに、キングとソーンヒルは、ネオ・コーポラティブな交渉フォーラムや組織された労働の代表団を行政＝立法に含めている。このように記述するにあたって、彼らが依拠したルーマンの文献は明らかにされていないが、ともかくも彼らは上のような団体を行政に含めていることは確かである。彼らは、これらの団体を立法的機関の一つとも看做していることから、恐らくは初期ルーマンに依拠しているものと推測される。ここにも、彼らが初期ルーマンに頑固に固執していることが看取できよう。そのすぐ後の箇所で彼らは、ネオ・コーポラティズム的な統治モデルに言及しながら次のように述べている。「市民的利益の団体組織はこうして重要な方法で行政と公衆の間の接続におけるコミュニケーションに貢献し、国家の『広大な周辺』を構成する。そして、この周辺は『なおざりにされた諸テーマ』のための『ヨリ大きな開放性』を確保する」と。この記述にあたって彼らが引用しているのは、ルーマン没後に発表された（したがって後期の著作である）『社会の政治』からである。このように、キングとソーンヒルは、初期と後期の著作にアト・ランダムに依拠しつつ、ルーマンの政治システムについて記述している。彼らによると、ネオ・コーポラティズム的な団体は行政の内部にあると論じながら、他方で国家（つまり廣義の行政）の周辺に存するとされる。後に詳⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾

しく論じるように、このような記述は混乱に陥っていると言える。しかし、もし彼らの記述を好意的に解釈し、ネオ・コーポラティズム的な団体が行政の内部かつ周辺に位置すると解するなら、団体は行政内部の周辺部分に位置づけられることになろう。（ここで前掲の図Aを再び参照されたい。）

既に明らかになったように、キングとソーンヒルは、ルーマンの初期・中期・後期の記述をアト・ランダムに引用し、これに依拠しながら、ルーマンの理論を再構成しようとする。しかし、前稿で縷々述べたように、ルーマンのシステム分化図式は初期・中期・後期のそれぞれの時期でかなりの相違がある。それゆえ、ルーマン理論の時期による差異を無視して、アト・ランダムに引用を行いながら再構成するというキングとソーンヒルの方法が果たして妥当性を持つのか、という方法上の問題が浮かび上がったように思われる。そのため次章では、初期→中期→後期と発展するルーマン理論の変遷について、必要な限りで論じてみたい。

II 初期ルーマンから後期ルーマンへの変遷について

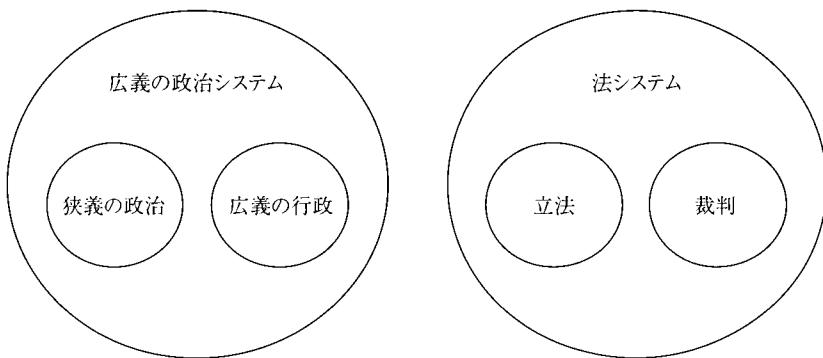
初期ルーマンから後期ルーマンへの変遷については前稿で詳しく述べたが、ここでは特に政治システムと法システムの分離およびインプット／アウトプット・モデルの放棄という二点について新たな研究成果を交えて再論してみたい。

1 政治システムと法システムの分離

前稿 I 章で既に述べたとおり、ルーマンの1969年の論文「政治システムの中の裁判の機能」および1972年の『法社会学』（第一版）では、裁判（または司法）が広義の政治システムの中に（ヨリ正確に言えば、広義の行政システムの中に）位置づけられていた。⁽³⁸⁾ 裁判を「法システム」と呼んで良いなら、この時点では法システムは（広義の）政治システムの中に、行政システムのサブシステムとして位置づけられていたと言える。もっとも、1972年以前

の論文で、ルーマンは法システムについて、それほど頻繁には言及していない。たとえば、1969年の論文「機能的方法と法学的決定」では、「法システム」への言及は一度だけである。⁽³⁹⁾ また、この論文では法の分出が言及されているが、他方で法システムの分出は言及されていない。意外なことに、前期ルーマンの法についての著作である『法社会学』（第一版）においても、「法システム」というシニフィアンの使用は非常に少ない。たしかに法の統一性についてのハートの提案について述べられてはいる。しかし、この時点、すなわち1972年でも、まだ、法システムが政治システムとは別の自律したシステムとして統一性によって把握されうるとは論じられていない。この本でも、「司法 Justiz」が政治システムの中に（したがって広義の行政の中に）⁽⁴⁰⁾ 措定されている点は、以前と同じである。

しかしながら、同年（1972年）に書かれた論文「法システムへのシステム理論的寄与」において、ルーマンのシステム分化図式に大きな変化が生じたように思われる。この論文では、法システムというシニフィアンが頻繁に使用され、「分出した特別な法システム」という表現が見られる。さらにその直後の箇所では「法システムは、全体社会的な機能を遂行するにしても、社会の部分システムにすぎない。そのことが意味するのは、法システムの外部の全体社会的諸関係を秩序づけるべき諸決定が法システムの中で下されなければならない」との文章がある。⁽⁴¹⁾ このことからも、法システムが政治システムとは別個の、全体社会のサブシステムとして措定されていることが分かる。したがって、この1972年の時点で、ルーマンは、パーソンズによって推論された法システムと政治システムの分離を自説として採用し、システム分化図式を変化させたと言えるだろう。⁽⁴²⁾ また、この論文では、「法システム、特に司法 Justiz の政治的中立化は、比較的低い相互依存においてのみ可能である」との文章が見られる。⁽⁴³⁾ ここでは、明らかに「司法 Justiz」が法システムに属するものと考えられていることが分かる。法学の観点からすれば、司法と裁判は、厳密に言って、別概念であり、民事・刑事を中心として概念規



図B：政治システムと法システムの分離

定される伝統的な司法概念に対して、裁判の概念は憲法裁判権を含むヨリ広い・新しい概念である。しかし、前期ルーマンにおいては、広義の行政システムのサブシステムである「司法」は「裁判」とも表現されており、両者はそれほど厳格には区別されていないようである。この点に鑑みて、この時点のルーマンのシステム分化図式を図示すれば、図Bのようになろう。

さらに言えば、翌1973年に書かれた論文「社会システムの文脈における政治的諸憲法」では、パーソンズが自身のシステム論的考察から「法システムと政治システムの分離の必然性」を推論したことが述べられている。⁽⁴⁷⁾そこでは、政治システムにおける政治と行政の分化が言及されているが、他方で政治システムの中の裁判はもはや言及されていない。このことは、上の図Bにおけるシステム分化図式と整合的であろう。さらに後の1975年の著作「権力」では、「政治システムも法システムも、全体社会的な機能のために分出した社会の部分システムだ」と述べられている。この文章も、既に法システムが全体社会システムのサブシステムとして政治システムとは別の自律したシステムとして措定されていることを裏書きしていると言えよう。

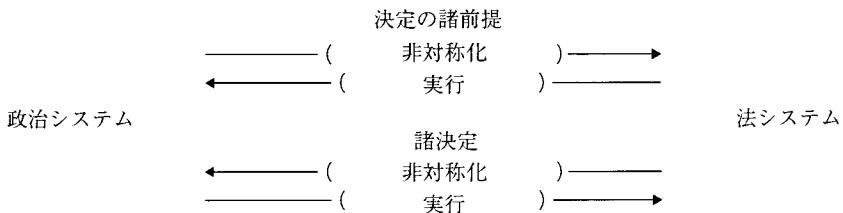
もともと初期ルーマンは、政治システムこそが法を創造すると明瞭に主張⁽⁴⁸⁾していた。実際、1970年の論文においてルーマンはなお、政治システムと法

システムの分化を基本的には否定するタルコット・パーソンズの説を紹介しながら、法と政治の相互依存が法の実定化によってヨリ緊密になると主張していた。⁽⁵⁰⁾ したがって、この時期に立法が政治システムの内部に位置づけられていたことは当然であろう。それでは、1972年の法システムと政治システムの分離の後では、立法の位置づけは、どのように変化したのだろうか。1974年の論文「法の機能」を見ると、立法が明らかに法システムに位置づけられていることが分かる。⁽⁵¹⁾ 同様に、1975年の論文「法律家という職業」でも、法システムは立法を備えていると、明確に書かれている。⁽⁵²⁾ このように、1972年の政治システムと法システムとの分離の後では、立法の位置づけにも変化が見られる。

本節で縷々述べたように、1972年を結節点として政治システムと法システムが分離されたのであれば、政治および法システムを論じるにあたってルーマンの初期と後期の記述からアト・ランダムに引用を行い、両時期の記述を統一的に理解しようとするキングとソーンヒルの方法が極めて問題含みのものであることが了解しうるだろう。

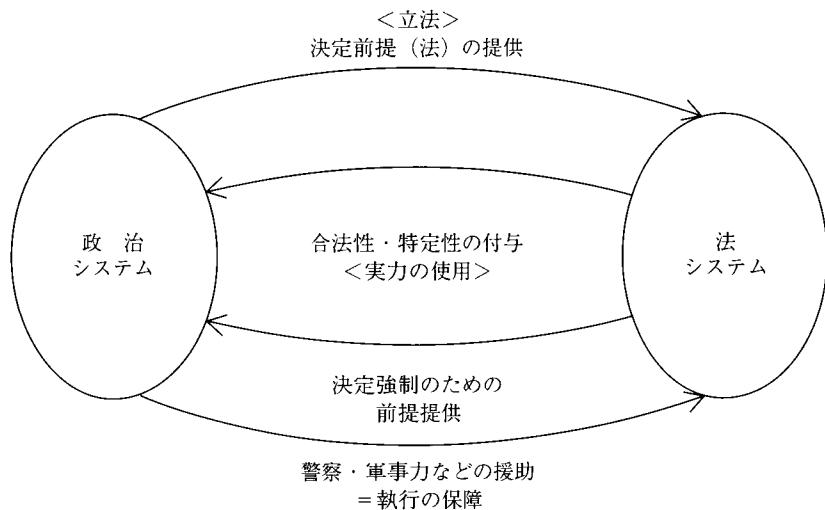
2 インプット／アウトプット・モデルの放棄

既に見たように、中期ルーマンにおいては立法を法システムに位置づける文章が散見される。では、中期ルーマンにおいて立法は政治システムから排除されているのか？ 法律が法システムに属するとされていることから、立法も一義的に法システムに属するだろうと思うむきもあるかもしれない。だが、そのような想定は必ずしも正しいとは言えない。広義の政治システムの機能がいまなお集団的に拘束する諸決定（法律）の産出とされているのであるから、立法はなお政治システムにも残っているのではないのか、という疑問が直ちに浮かび上がってくるからだ。この疑問を、中期ルーマンは、政治システムから法システムへの法律の供給という考えによって説明しようとした。日本での講演において、ルーマンは「政治システムは、法システムに決



定前提（法律）を供給し、その返報として、政治的決定の実行のための合法性と特殊性を受け取る」と述べ、続けて「法システムは、政治システムに決定の強制のための諸前提を提供し（合法的決定のみが実力によって貫徹される）、その返報として、政治による執行への保証、すなわち法の貫徹に際しての警察もしくは軍隊の助けをすら受け取るのである」と述べている。この講演の前年に発表された論文「法的強制と政治権力」においても、次のような類似の表現が見出される。すなわち、「政治システムは、一方の交換経路において、法システムに非対称化を、すなわち実定的に制定された法の形式における決定の諸前提を供給する。政治システムは、その代わりに政治権力の法を通じた実現を受け取る。」「他の交換経路において法システムは政治システムに物理的暴力の投入のための諸前提の形式での非対称化を供給する。」「逆に法システムはこの交換経路において必要とされる強制可能性を受け取る。」ルーマンは、上に述べた相互依存関係を上掲のような図で示している。⁽⁵⁴⁾⁽⁵⁵⁾⁽⁵⁶⁾⁽⁵⁷⁾

上の引用箇所において、政治システムが決定の前提（法律）を供給するとされていることから分るとおり、この時点でルーマンはまだ立法を政治システムの中にも位置づけているようである。したがって、この時期のルーマンにあっては立法が政治システムの中に、そして同時に法システムの中にも位置づけられていると言える。そのため、この時期のルーマンにおいては立法の位置づけが両義的となっている。事実、1982年のルーマンは、法と政治が二点で、すなわち立法のみではなく、諸決定の強制に向けた物理的強制力の



使用においても収斂すると主張している。⁽⁵⁸⁾つまり、立法は、法システムと政治システムの収斂点であり、ここにおいて政治システムは法システムに決定諸前提を制定された法の形で供給するのである。その際、こうした決定前提の供給プロセスそれ自体を立法として把握することもできる。実際、日本の政治学者・小野耕二は、上述の中期ルーマンの相互供給論を図示する際に、政治システムから法システムへの決定前提の供給プロセスを立法として把握している。上に引用する小野の図表を参照せよ。

これらの図表を見れば明らかなように、この時期のルーマンは法システムと政治システムの相互依存関係をタルコット・パーソンズの言う「二重の相互交換 double interchanges」として把握している。実際にもルーマンは、「二重の相互交換」の概念を使用して、両者の関係を説明している。⁽⁵⁹⁾パーソンズの言う二重の相互交換とは、インプットとアウトプットの矢印の二つのペアから成る相互関係を意味している。このことから明らかなように、二重の相互交換の概念は、インプット／アウトプット・モデルに基づいている。ルーマンは、パーソンズによって彫琢された二重の相互交換の概念を適用す

るにあたり、パーソンズの四機能図式とは無関係に適用する、と断っている。⁽⁶¹⁾しかし、その際に注意すべきは、ルーマン自身が指摘しているように、パーソンズ自身は政治システムと法システムの分離の必然性を推論していた⁽⁶²⁾ということである。したがって、この時期のルーマンは、タルコット・パーソンズの遺言執行人として、彼の着想をさらに推し進めていたと言うことができる。この時期のルーマンにおいて立法は、小野による図表が示しているとおり、政治システムから法システムへのインプット（法律の供給）として把握されうる。

だが、このようなインプット／アウトプット・モデルに基づく立法の把握は、1982年に生物学に由来するオートポイエーシス概念が導入されたことによって、早くも放棄されることになる。一般に、オートポイエティック・ターンと呼ばれるルーマンの思想転回は、1984年の『社会システム論』の出版によって始まるとされることが多い。たしかに、主著にオートポイエーシス概念が導入されて、個々の機能システムをオートポイエティック・システムとして把握する理論的プログラムが開始されたという意味では、1984年をターンの現実的な展開の始まりと見ることもできる。しかし、後に詳しく述べるように、既に1981年にルーマンは、脚注にて「オートポイエーシス」の概念に言及しており、1982年の論文では、オートポイエーシス概念を——その意味内容を改作したうえで——社会システム論へと導入し、社会システムを「オートポイエティックなシステム」として特徴づけた。したがって、正確に言えば、オートポイエティック・ターンの結節点は1982年であると言えよう。このオートポイエティック概念の導入直後、翌年の1983年にルーマンは『法社会学』の第二版を出版するにあたって「第2版への序」と「終章 法システムと法理論」を新たに執筆している。特に、この終章においては、「環境世界からシステムへはいかなる規範的性質も導入されない。つまり、環境世界一般（自然）からも社会内部の環境世界（たとえば宗教・道徳）からも導入されない。いかなる環境世界の意味も、そのようなものとして法シ

システムに対して規範的拘束力を持たない」と述べられている。ここでは、システムが自らを構成する諸要素を自分自身で産出するという、オートポイエーシスのアイデアに沿って法システムが叙述されている。1982年以降は、もはや政治システムから法システムへの法律の供給という、インプット／アウトプット・モデルに基づく説明は見出されない。むしろ、早くも1983年の論文では、経済システムに関してではあるが、インプット／アウトプット・モデルを否定する文章が見出される。⁽⁶⁴⁾ また、1988年に発表された『社会の経済』においても「オートポイエティックな作動のレベルではインプットもアウトプットも存在しない」と述べられており、さらに1993年に出版された『社会の法』でも、「環境の側のできごとは、それ自体がどんなシステムに属するものであろうと、《インプット》としてシステムに入ってくることはできないのである」と記されている。したがって、後期ルーマンにおいてはインプット／アウトプット・モデルが放棄されていることが分かる。このように、オートポイエーシス（自己産出）のアイデアと、インプット／アウトプット・モデルのコンセプトは、両立不可能であるため、オートポイエーシス概念の社会システム論への導入に伴って、パーソンズ的なインプット／アウトプット・モデルや、それに基づく二重の相互交換 double interchanges のコンセプトは、複雑な理論的記述においては放棄され、それに変わってオートポイエーシスに基づく構造的カップリングの考え方が導入されたと理解することができよう。1983年のルーマンは、オートポイエーシスの着想に基づいて法システムを「規範的に閉じたシステム」⁽⁶⁵⁾ であると同時に「認知的に開いたシステム」⁽⁶⁶⁾ と看做している。もし、オートポイエーシス概念の導入にもかかわらず、政治システムから法律（これも規範である！）が法システムへと供給されると論じるなら、規範的に閉じたオートポイエティックな法システムには穴が開けられることになってしまふだろう。なぜなら、その場合には、法システムを成り立たせる要素である法律（規範）が外部の政治システムから供給されることになり、法システムの要素の自己生産、すなわち

オートポイエーシスが成り立たなくなるのだから。

このような理由もあって後期ルーマンにおいては、立法は法システムのサブシステムとして位置づけられる。同様に、後期においては議会も法システムの決定システムだと規定されている。⁽⁷¹⁾ もはや法律が政治システムから法システムへと供給されるという、供給論は成り立たない。したがってキングとソーンヒルのように政治システムの中の行政=立法において決定前提が法律に変換されると論じることは、できないことになる。こう論じるなら、法システムの要素である法律が、外部の政治システムで生産されることになり、法システムはオートポイエティック・システム——すなわち自らの要素を自分自身で産出するシステム——ではないことになってしまふのだから。キングとソーンヒルは、彼らの共著書の中で法システムと政治システムを別々のシステムとして措定し、それぞれをオートポイエティック・システムとして記述しているのであるから、当然にも立法を法システムの中に位置づけている後期ルーマンに依拠すべきであった。それにもかかわらず、彼らは政治システムの中で法律が産出されるという、初期・中期の記述を維持してしまっており、このゆえに彼らの記述は論旨の一貫性に欠けることになったと言わざるをえない。

III 権力分立論における政党の位置

さて、本章では、これまでの叙述を踏まえ、本稿筆者によって把握された後期ルーマンのシステム分化図式を積極的に示し、そこにおける政党の位置づけを明確に示したい。また、このことから導き出される諸帰結についても論じていきたい。

1 後期ルーマンのシステム分化図式と政党

第I章にて、キングとソーンヒルがルーマンの言う狭義の政治を執政 executive として捉えている点について縷々述べた。それに対して本稿筆者

は、ルーマンの言う狭義の政治を執政としてではなく、基本的に“政党政治”として把握している。そもそもルーマンは、初期の文献において既に政治システムの内部分化を「政党政治と統治 government」という形で表現していた。ここで「統治」と言われているのは広義の行政であるから、狭義の政治は「政党政治」と言い換えられていることが分かる。⁽⁷²⁾ このように（狭義の）政治を「政党政治」と表現する文章は、後期の『社会の政治』においても見出される。⁽⁷³⁾ したがって、ルーマンのシステム分化図式において狭義の政治＝政党政治という等式は、初期から後期に至るまで——必要な修正を加えた上で——維持されていると見ることができる。それでは、この狭義の政治とは、そもそも何を意味しているだろうか？ これについてルーマンは『社会の政治』において次のように述べている。

「『政治』と呼ぶことができるは、集団的に拘束する諸決定を、それらのコンセンサスのチャンスをテストし濃縮することを通じて、準備するあらゆるコミュニケーションである。そのような活動が前提とするのは、この活動自身がまだ集団的に拘束する効力を有していないにもかかわらず、自ら既に観察を被るし、したがって一定の自己固定化を被る、ということである。意見変更はなお可能であり続けるが、それは場合によっては説明されなければならない。…しかし、そのような政治的諸活動の展開は組織と組織のメンバーシップを前提とする。」⁽⁷⁴⁾

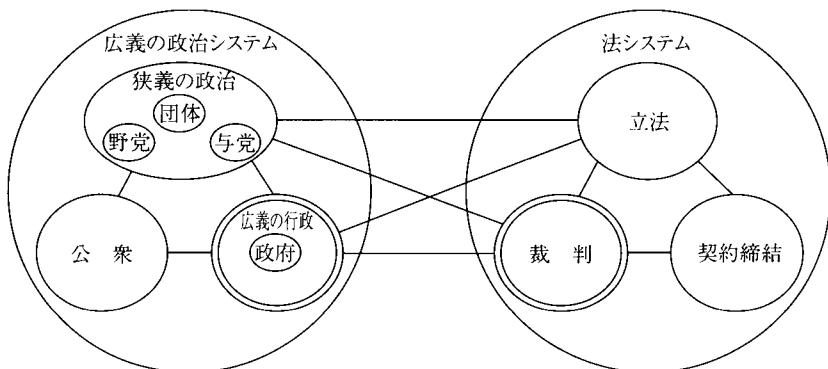
このように、政治システムにおける政治（つまり狭義の政治）が意味するのは、集団的に拘束する決定を準備するためのあらゆるコミュニケーションのネットワークである。狭義の政治を構成している全てのコミュニケーションは、未だなお集団的に拘束する効力を有していない。この点は、狭義の政治の意味を理解するにあたって見落とされてはならない重要な点である。このゆえに、ルーマンの言う狭義の政治を議会による立法として理解する見解は、明らかに適切なものではない。⁽⁷⁵⁾

さらに、上の引用箇所でルーマンは、集団的決定を準備し、コンセンサス

のチャンスを濃縮する政治的諸活動の展開は「組織と組織のメンバーシップを前提とする」とハッキリ述べている。それでは、ここで言う「組織」とは、何を意味するのであろうか？　この点についても、ルーマンは明確に述べている。

「政治システムにおいて特定のテーマについての諸見解の段階的濃縮に至る場合には、組織の形式においてコミュニケーション能力を有する構成要素の集合体が必要不可欠である。政党または利益団体が考えられるが、それらはメンバーを代表して『スポーツマン』として登場し、かつそのために内部的に多かれ少なかれ寡頭的・民主的に防衛策を講じる。」⁽⁷⁶⁾

一読して明らかなように、狭義の政治の前提となる「組織」とは、政党または利益団体である。したがって、狭義の政治を構成するのは、集団的に拘束する決定を準備するために政党または利益団体のメンバーによって行われる、あらゆるコミュニケーションである。したがって、狭義の政治には、政党の指導部や高位の党員だけではなく、下位の党員によるコミュニケーションも含まれることになる。キングとソーンヒルはルーマンの言う狭義の政治を“執政”として理解するから、議院内閣制のもとで執政権行使する政府構成員すなわち政党の指導的人物や高位の党員が狭義の政治を構成するとされていたが、このような把握が不正確なものであることは上の説明から明瞭に了解されるだろう。狭義の政治は、集団的に拘束する決定を準備するサブシステムとして、広義の行政（国家機関）による国家的決定の前段階に位置づけられている。⁽⁷⁷⁾ キングとソーンヒルは、狭義の政治を執政として理解することによって、政府を狭義の政治に含めてしまうが、これも適切な理解ではない。狭義の政治が、政党や利益団体などの組織を前提とする、集団的に拘束する効力を持たないコミュニケーションから構成されることを想起するだけで、その不適切さは了解されるだろう。国家的決定をなす機関としての政



図C：後期ルーマンにおける政治システムと法システム

府は、基本的には広義の行政の中に位置づけられるべきものである。⁽⁷⁹⁾ 後期ルーマンは『社会の法』において、広義の行政を「国家組織」と言い換えており、これが政治システムの中心をなすのだと述べている。ここで図Cを参照されたい。図の左側では、政治システムの中心である広義の行政を二重の円で示している。ルーマンの言う中心／周辺・分化というシェーマに照らして言えば、この二重の円がシステムの中心であり、その外部が周辺をなしている。そして、「システム内部での中心／周辺の境界は、公務員としての身分⁽⁸⁰⁾によって引かれている」と述べている。つまり、周辺部にある狭義の政治や公衆は、公務員の身分とは無関係ということになる。したがって、閣僚という公務員が発するコミュニケーションからなる国家機関＝政府を、狭義の政治の中に位置づけるキングとソーンヒルの理解は、およそ成り立たないことになろう。

以上のように、広義の行政が政府をも含むサブシステムであるとすれば、行政を広い範囲において立法の同義語だ（つまり、行政＝立法）と看做すキングとソーンヒルの理解もまた、非常に問題含みのものであることが分かる。後期ルーマンは、政治システムの中心をなす広義の行政（国家組織）⁽⁸¹⁾が、ヒエラルキー的な組織であるとも論じている。ここで再び図Cを参照さ

れたい。広義の行政を二重の円で示したのは、ここが政治システムの中心であり、かつ、ヒエラルキー的な構造をなしている、という含意でもある。後期ルーマンにおいては立法が法システムへと位置づけられるだけではなく、⁽⁸⁴⁾ ヒエラルキー的な構造をなすものではないと論じてもいる。したがって（ヒエラルキー的な構造をなす）行政が、広い範囲で（ヒエラルキーを形成しない）立法と同義語だとする理解（行政=立法）は、もはや成り立たないであろう。このように、政治システムにおける行政を立法の同義語として捉えるキングとソーンヒルの理解は、少なくとも後期ルーマンの理解としては適切なものではない。

なおルーマンは、狭義の政治が政府／野党の二値的コードによって分裂していると論じている。どの政党が政府にあり、どの政党が野党にあるのか、というコードによって狭義の政治は二つに分裂する。この場合ルーマンは、明らかに議院内閣制、すなわち与党が政府を担うというシステムを前提としている。先ほど述べたように、政府は決定機関としてみた場合、広義の行政に属するのだった。したがって、ルーマンの用語法を捉え返すことが許されるなら、狭義の政治において政府／野党のコードによって分裂している政党の一方の側は、政府 Regierung というよりもむしろ与党 regierende Partei と呼称すべきだろう。ルーマンは、Regierung を与党の意味で用いている場合があるようであり、この語の用法が若干両義的であることから、政府が狭義の政治に属するかのようなミスリードの余地を残しているように思われる。非国家的組織としての与党（狭義の政治に属す）と、国家的決定を下す政府（広義の行政に属す）は、シニフィアンにおいても厳密に区別したほうがよいように思われる。

2 政治から行政へのベクトル

以上、政治システムの分化図式について縷々述べてきたが、キングとソーンヒルの理解と本稿筆者のそれとの違いは図Aと図Cを比較参照するなら一

目瞭然であろう。両者を比較して、大して違わないと思う向きもあるかもしれない。しかしながら、よく見ると両者はかなり違っていることが分かる。まず、政府の位置づけが違うし、立法や団体の位置も異なっている。このことは、システム分化図式における単なる位置の違いというだけで済まされる問題ではない。こうした相違によって、民主制における二重の権力循環を論じた場合に、理論的帰結が大きく異なってくる点に留意すべきだろう。以下、本節では、この点について詳しく述べていきたい。

前稿で詳しく述べたように、民主制としての政治システムは、公衆→政治→行政（→公衆…）という時計回りの公式循環、そして行政→政治→公衆（→行政…）という反時計回りの逆循環、これらの二重の循環によって自己言及的な作動が継起してゆく。この場合、政治→行政というベクトルに着目してみたい。もしキングとソーンヒルのように、政府を政治に含め、かつ行政=立法と捉えるなら、政治→行政というベクトルは、政府→立法というベクトルで把握されることになる。これでは、政治→行政というベクトルで把握される作動は、政府が法案を準備し、議会が可決するという、実に陳腐な話に堕してしまう。しかし、ルーマンが政治→行政というベクトルで把握しようとしたことは、そのような話ではなかった。まず、政治には政党や利益団体が含まれることは既に述べた。したがって、政治→行政は、政党→行政として把握され、このベクトルにおける濾過機能が権力分立の新機能として論じられることになる。⁽⁸⁵⁾ また、利益団体を念頭において政治→行政ベクトルを考察するなら、利益団体→行政の間の濾過機能を問題にすることができるのであり、交渉民主制やネオ・コーポラティズムの問題を論じることが可能となる。このようにルーマンが政治→行政のベクトルで把握しようとした現象は極めて現代的なものなのだが、キングとソーンヒルの理解（図A）のように政府→行政という形で把握するなら、ルーマンの現代的な問題意識が、従来のアメリカ行政法学や執政権論で論じられてきた政府・行政間の関係論へと回収されてしまう。また、たとえ行政=立法という等式に基づいて政府

→行政のベクトルを政府→立法として把握しても、ルーマン理論の新規性は抹消されてしまう。これでは、ルーマン理論の新たな可能性が封じられることになってしまうだろう。

キングとソーンヒルは団体を行政内部の周辺部分に位置づけていた（図A参照）。しかし、このことは、彼らがルーマンの初期と後期の記述を無理に統一的に把握しようとしたことや、ルーマンの言う周辺の意味を的確に把握していないことから帰結された不適切な位置づけであると言わざるを得ない。そもそも、中心／周辺という分化は、政治システムに即して言えば、行政がヒエラルキー構造を有する中心であるのに対して政治と公衆が周辺として位置づけられるということを意味している。（再び図Cに即して言えば、二重丸で表された広義の行政が、政治システムの中心をなす。そして、この二重丸の外部がシステムの周辺である。）団体が政治システムの周辺に位置づけられるという場合の周辺とは、狭義の政治を意味している。このように、ルーマンが言う中心／周辺という形での分化を厳密に把握するなら、キングとソーンヒルのように団体を行政内部の周辺部分に位置づけるわけにはいかない。団体が狭義の政治に位置づけられるからこそ、交渉民主制やネオ・コーポラティズムが扱うような諸問題、すなわち団体と行政との交渉の問題を、政治システムの分化図式に乗せて政治→行政のベクトルとして論じることが可能となるのである。この場合、政治→行政のベクトルで把握される作動は、政党や団体が国家的諸決定に影響を及ぼそうとして行政に向けて発する諸々のコミュニケーションとして把握されうる。

前々稿および前稿で繰々述べたように、ルーマンは、政治システムにおいては政治と行政との間に権力分立の新たなラインが走っていることを指摘し、ここにおける濾過機能を権力分立の新種の機能としていた。しかし、政治と行政の意味内容を取り違えるなら、ルーマンの権力分立論の論理的帰結が全く異なるものとなってしまうだろう。本稿がキングとソーンヒルによるルーマン理論の理解を批判対象にしたのは、こうした理由による。なお、

本章の記述において、政府は広義の行政に属すると論じ、また政党は狭義の政治に属すると述べたように、組織とシステムが対応しているかのような記述を行ったことは否めない。この点、ルーマンは「政治と行政が組織的に明確に分離される」という考え方を「誤った観念」だ断じており、さらに、このような観念を「相互作用という結合手段の流動性を過小評価している」として批判している点に留意すべきである。⁽⁸⁶⁾ 政治と行政は相互作用という手段によって複雑に結び付けられているのであって、両者を単純に峻別されたものとして理解することはできないのであろう。⁽⁸⁷⁾

IV 検討および示唆

前章まで、ルーマンのシステム分化図式における政党の位置について縷々述べてきた。本章では、さらに他の論者の政党に関する学説と比較検討することを通じてルーマン理論の特質などについて照射することにしたい。また、普遍理論としてのルーマンのシステム理論が、どの程度の応用可能性を有しているのか、という点についても考察する。

1 政党の位置に関する比較検討

もともと政党は憲法によって創設されたものではなく、自由な社会的結社として結成され、その後、幾つかの憲法によって取り込まれることになった。日本国憲法のように今なお政党に関する条文を持たない憲法も多いが、政党に関する条項を具備する憲法も増えてきている。例えば、ボン基本法21条1項は「政党は国民の政治的意志形成に協力する」と規定しており、これによって政党は憲法的地位を有することになった。そのことに伴って政党の位置づけについても、さまざまな説が登場することになった。中でも有名なのがゲルハルト・ライプホルツの学説である。ライプホルツは、国家と社会の区別を暗黙の前提としながら、この両者が政党を媒介として一つになると論じたのだった。⁽⁹⁰⁾ ドイツの連邦憲法裁判所も初期の判例の中で、ライプホル

ツに依拠しながら、政党を国民が意見表明のために使う「メガホン Sprachrohr」と規定したのだった。⁽⁹¹⁾ このようにライプホルツとそれに依拠する憲法判例のもとで、ドイツ国法学においては、国家と社会の二分論という伝統的なシェーマに依拠しながら、政党を国家と社会の媒介者として把握する学説が有力に主張されてきた。

既に前々稿で述べたとおり、ルーマンのシステム理論は、国家と社会の両者を含む総体を全体社会として措定し、この内部に政治・宗教・教育・学術などの様々な機能システムが分化すると説く。したがって、このようなシステム分化図式に基づくルーマンの政党論は、国家と社会の媒介者としての政党という従来の見解の代替案として意義を持つと言える。そこでは、政党はもはや国家と社会の媒介者ではなく、政治システムにおける二重の権力循環の一環をなす狭義の政治の中に位置づけられていた。すなわち、公衆→政治→行政（→公衆…）という時計回りの公式循環、そして行政→政治→公衆（→行政…）という反時計回りの逆循環——この二重の循環において政党（政治に属する）は、行政と公衆を媒介する組織として描かれていた。そして「政党の機能は、集団的に拘束する諸決定の非拘束的準備に存している」。⁽⁹²⁾ また、「政党はテーマや人物を政治的活動においてテストし、コンセンサスのチャンスを事前にためす任務を有している」。⁽⁹³⁾ こうした政党の機能や任務と大いに関連することであるが、政党はさらに政治システムの外部環境にある様々な刺激を感じし、政治システム内部の作動へと変換する、いわばセンターとしての役割をも担っている。政治システムの中心たる行政（国家組織）に対して、周辺に位置づけられる政党や利益団体は外部環境からの様々な刺激を察知し、これを政治的争点としてまとめるという役割である。これによって政党は行政に対して決定要求を突きつけることが可能となるのである。

なお、カール・シュミットが『現代議会主義の精神史的地位』において、政党を権力分立の中に位置づけていることは既に触れておいた。カール・

シュミットは、議会内の政党間の均衡関係を加味した権力分立の観念を提示したのであるが、この場合の政党は議会内で均衡をなすべきだとされていることから明らかのように、政党というよりもむしろ議会内会派が念頭に置かれていたと言つてよい。⁽⁹⁴⁾言い換えれば、シュミットにおいては議会の外に存在した政党の党员組織は権力分立の均衡要素として特に考慮されていなかつたのである。これに対してルーマンの言う政党は、国家組織の外部にあって党员資格を前提とする組織を意味するのであるから、単なる議会内会派に切り縮めることはできない。この意味で、ルーマンの権力分立論における政党の位置づけは、カール・シュミットにおける政党の位置づけと比べて、かなりの相違があることに留意すべきであろう。

次に、イタリア出身の政治学者であるジョヴァンニ・サルトーリの政党論とルーマンのそれとの類似性についても指摘しておきたい。サルトーリは、アメリカのシステム理論の影響のもとに、政党についての浩瀚な著作を執筆している。この本の中でサルトーリは、「政党システム」を「政治システムの一下位システム」として位置づけている。⁽⁹⁵⁾サルトーリによると、「政党システムはまさに政党間競合から生まれる〈相互作用のシステム〉である」という。もちろん、イーストンやパーソンズの影響を受けたサルトーリのシステム概念と、コミュニケーションのネットワークとして把握される後期ルーマンのシステム概念は異なるのであるから、サルトーリの説とルーマンのそれを直ちに同一視すべきではない。もっとも、サルトーリの場合もルーマンの場合も、政治システムは、その内部に政党に関するサブシステムを有しており、これによって入れ子構造をなしている。この点で、両者には構造上の類似性を見て取ることができよう。

2 普遍理論としての応用可能性

ルーマン自身が何度も述べているように、彼の理論は普遍理論として提出されている。ここで言う普遍性要求は、理論が扱う対象を隅々まで映し出す

という意味でもなければ、競合する理論に対して真理を独占するという意味でもない。むしろ、あらゆる社会的なものを社会理論として扱おうとする対象把握の普遍性を意味している。⁽⁹⁷⁾たしかに、ルーマン理論は、あらゆる社会的ものを自らの中に取り込もうとする志向において際立っていると言える。かつて議会外野党、つまり今で言う「新しい社会運動」さえもが政治システムの「新しい周辺」に位置づけられている。⁽⁹⁸⁾したがって、新しい社会運動を理論的に把握する試みは、もはやユルゲン・ハーバーマスの専売特許ではなくなっている。この点でも、ルーマンとハーバーマスは競合関係にあると言ってよい。初期ルーマンは「テクノクラートの意識の高次形態」と呼ばれたように保守的な理論だと目されていたが、後期ルーマンは新しい社会運動へと接近した、と評されることがある。このことは上に述べたようにルーマンが、新しい社会運動に理論的位置を与えてることと関係しているのだろう。もっとも、ハーバーマスとルーマンは政治システムと法システムの分離可能性という点において著しい対照をなしている。本稿で述べたように、1972年以降のルーマンは政治システムと法システムを別個の機能システムとして措定している。これに対してハーバーマスは『事実性と妥当性』の中で、法と政治を別個に独立した機能システムとして措定する見解を明確に否定している。⁽¹⁰⁰⁾ディーター・グリムもまた、政治システムと法システムを別々の機能システムとして分離するというアイデアには疑問を持っていると言う。それゆえ、グリムの見解は両システムを分離する前の（1972年以前の）初期ルーマンの理論に適合的である。⁽¹⁰¹⁾このように、両システムの分離に疑問を持つがゆえにあえて初期ルーマンの理論に拘るというのは一つの見識ではあろう。もっとも、キングとソーンヒルのように両システムを分離し、別個のオートポイエティック・システムとして把握しておきながら、初期ルーマンに固執するという選択は極めて問題含みとなりうる。

さらに普遍理論の応用可能性に関わる別の問題点を指摘するなら、ルーマンの政治システム論すなわち民主制論が種々様々な統治機構を持つ多くの

国々に普遍的に適用しうるものかどうかが問題となろう。この点について毛利透は、ルーマンの政治システム論が与野党入れ替わり型という特定の政党政治觀に基づいている点を指摘しつつ、次のような問題を提示している。すなわち、特に比例代表制を採用しているために多党制となっている大陸ヨーロッパの国々においては、政権の枠組みは選挙後の政党間交渉で決まるため、必ずしも与野党入れ替わりが実現するとは限らず、このためルーマンの政治システム論があてはまりにくい、⁽¹⁰²⁾と。この点についても、ルーマンの政治理論はたしかに問題を孕んでいるし、再検討の余地が残されている。だが、ここで本稿筆者は、さらに単純明快に、ルーマンの政治システム論は大統領制にも適用しうるのか、という問題を提起したい。まずルーマンの政治システム論は、与党が政府を担うとされていることから明らかなように、議院内閣制を暗黙の前提としている。このことは、次のようなルーマンの文章を見れば、一目瞭然であろう。

「すべてのコードは、システムの中の接続能力を象徴化する…プラスの価値を持っているのであり、そして別様にもありうるということを象徴し、したがってシステムの偶発性を現在的に保つマイナスの価値、反射価値をも有している…。このことが、政府／野党の区別にもあてはまることを理解するのは難しくない。⁽¹⁰³⁾ 政府だけが、政治システムにおいて接続能力を持って行為することができる。」

諸政党が野党／政府のコードによって区別されるのであるから、ここでいうプラスの価値を持つ政府とは、与党 regierende Partei を意味している。だが、アメリカ合衆国に見られるような大統領制の場合には、政府は大統領の強力なリーダーシップの下に置かれている。この場合でも与党は議会の過半数を握って法律の議決権行使することができるが、とりわけ大統領の所属政党と議会における与党が異なっているようなねじれ現象（アメリカ合衆国では珍しいことではない）のもとでは大統領は拒否権を発動して法律の発効

を阻止することができうる。このような制度の場合、政党政治が政府／野党のコードによって分裂しており、政府として指示される政党だけが接続能力を持って行為しうるとは必ずしも言えない。普遍理論というからには大統領制にも適用可能でなければならないと思われるが、ルーマンの政治システム論は、ドイツ的な議院内閣制、すなわち与野党入れ替わり型の議院内閣制を念頭に置いたものであり、大統領制には上手く適合しないように思われる。この問題点と上述の毛利透によって提起された問題点を考え合わせるなら、ルーマンの政治システム論は大した普遍性を持っていないように思われる。

3 政治および法システム論に関する時期区分

前稿と同じく本稿は、馬場泰雄によって提出されたルーマン理論の時期区分に暫定的に依拠して書かれている。それは、1975年までを初期とし、それ以降1984年までを中期とし、1984年以降を後期とする三分法であった。もっとも、別の時期区分も提出されており、例えばクニールとナセヒによるルーマン理論の概説書では1984年に刊行された著作『社会システム理論』を境にルーマンの理論を第一段階と第二段階に分けている。⁽¹⁰⁵⁾これは最も即的な時期区分と言えるだろう。また、小野耕二は、「ルーマン政治理論の展開」という観点から馬場の時期区分を修正し、別の時期区分を提出する。小野によると、初期は1960年代末までとされ、中期は1970年代から1980年代前半まで、そして後期は『社会システム』⁽¹⁰⁶⁾が刊行された1984年以降とされている。管見のかぎり、最も細かい時期区分を提示しているのは、石戸教嗣である。石戸は、1974年までを第一期、1975年から1983年までを第二期とし、ターン後の1984年から1990年までを第三期（オートポイエシス導入期）、さらに1991年から1998年までを第四期（パラドックスの展開への着目期）とする四区分法を採用している。^(106a)

上のような三つの時期区分は、各々それなりの理由がある。しかし、本稿

筆者は、こと政治および法システム論に関するかぎり、別様の時期区分も可能であるように思う。既に述べたように、ルーマン理論においては、1972年に政治システムと法システムが別々の機能システムとして措定される。これを踏まえて、1974年の論文「法の機能」では、それまで政治システム内部に位置づけられていた立法が法システム内部にも位置づけられ、立法の位置づけが両義的となる。このように、1972年における政治システムと法システムの分離を境にルーマンの政治および法システム論は、なかりドラスティックな変容過程に入るようと思われる。また、1982年にはオートボイエーシス概念が導入され、1983年にはインプット／アウトプット・モデルが放棄される。これらのことと踏まえるなら、政治および法システム論に関するかぎり、以下のような時期区分も可能であろう。

第一期…1972年（政治システムと法システムの分離）までの時期。

第二期…1972年から1982年（オートボイエーシス概念導入）までの時期。

第三期…1982年以降の時期。

もっとも、このような時期区分に関しては、それほど明確な区分は不可能であるという異論が提起されるかもしれない。本稿筆者は、このような異論には十分な根拠があると考えている。なぜなら、ルーマン自身が自らの理論的变化を隠蔽しようとした痕跡があるのだから。このため、時期区分のメルクマールとなる理論的变化が多少はやってみえるのも止むを得ないことであろう。以下では、この点について論証を試みたい。

ルーマンは、1970年に書かれた論文「近代社会の前提としての法の実定性」において次のように述べている。

「全体社会のシステムから法の実定化の諸問題を見るなら、全体社会的なリスクは次の点に存している。つまり、法のための十分な答責性が全体社会の相対的に

自律した部分システム即ち政治システムに任されなければならない、という点に。法の必然的な社会的抽象化・動員および貫徹可能性の達成のためには、そのような委任が必要である。しかし、このような委託が意味するのは、法がもっぱら政治システムにおいて産出され受け持たれるということだ」⁽¹⁰⁷⁾

上の引用で「しかし」で始まる最後の文章に注目してみよう。その中でルーマンは、「法がもっぱら政治システムにおいて産出される」と述べている。この文章が書かれた1970年には、まだルーマンのシステム分化図式において政治システムと法システムは分離されていなかったのであるから、政治システムにおける法の産出が論じられているのも当然である。しかしながら、この論文「近代社会の前提としての法の実定性」が1981年に『法の分出』という論文集に所収された際に、ルーマンは当該の文章を以下のように修正している。

「このような委託が意味するのは、法が組織的には政治システムにおいて産出され受け持たれるということだ」⁽¹⁰⁸⁾

この引用で明らかなように、ルーマンは「しかし」という単語（原文では aber）とともに「もっぱら」という単語（原文では allein）を削除し、後者の代わりに「組織的には」という単語（原文では organisatorisch）を挿入している。論文集『法の分出』を出版した1981年の中期ルーマンにとっては「法がもっぱら政治システムにおいて産出される」という表現はもはや言い過ぎであった。というのも、この時期のルーマンは、法律の供給論に基づいて、法システムの中にも立法を指定していたのだから。法システムが立法にかかる以上、法はもっぱら政治システムにおいて産出されるものではなくなっている。言い換えれば、修正前の文章は政治システムと法システムが未分離であった初期ルーマンのシステム分化図式に適合的であり、修正後の文

章は中期ルーマンの法律の供給論に適合的である。ルーマンは、論文集『法の分出』の出版に際してこのような修正を行っておきながら、これを隠蔽するかのように、同論文集の「序文」において次のように述べている。「原文は、技術的な調整を除けば、⁽¹¹⁰⁾ 変更せずに残してある」と。しかしながら、上に見たような修正は内容上の変更であって、単なる「技術的な調整」を超えていよう。ルーマンは自らの文章に内容上の修正を施しておきながら、これをあくまで「技術的な調整」と看做した…。これは一体なぜなのか？ ルーマンは論文集としての理論的一貫性を確保したかっただけなのかもしれない。しかし、そうであれば、初出の原文を修正したことを正直に言えばよかったですのである。こう考えると、やはりルーマンは自らの理論的変遷を隠蔽しようとしたのではないかと思われる。このような事情もあって、多くの一般の読者にはルーマンの理論的変遷が見えにくくなっていることも事実である。しかし、初出の文献をあたるなら、本節で述べたようなルーマン理論の時期区分は比較的明瞭に見て取ることができるだろう。

おわりに

ルーマンの権力分立論における政党の位置を確認しつつ、憲法学への示唆を引き出すという本稿の冒頭で述べた目的は、以上の考察によって果たすことができた。旧来の憲法学では、ライプホルツの影響のもと社会と国家の二元論を前提として両者の媒介者として政党を位置づけようとする見解が有力に説かれていた。ルーマンの政党論は、機能的に分化した社会を前提として政治システムの二重の循環の中に政党を位置づけようとするものであるから、旧来の見解に対する代替案として意義を持つであろう。なお日本の憲法学においては、先駆的な一部の試みを除けば、権力分立図式に政党を位置づける文献は数少ないため、本稿で示した見解そのものが十分な示唆となりうると信じる。

なお本稿筆者は、前稿にて「政治→行政というベクトルでの影響力行使を

濾過するという問題は、最近の日本で議論されている執政権論とは視角が異なるという点に注意すべきである。…ルーマンの言う政治と行政という言葉の意味を取り違えるなら、著しい誤解が生み出されかねないので、この点は注意すべきであろう⁽¹¹¹⁾と述べておいた。この文章を書いた時点で本稿筆者はキングとソーンヒルの著作を読んでいなかったが、その後、彼らの著作に触れ、筆者が危惧していた誤読——英語圏の用語法に依拠しながらルーマンの政治を執政として理解するそれ——が、まさにキングとソーンヒルの著作で展開されていることに気がついた。もしも政治=執政という彼らの把握が正しければ、前稿で書いた私見は全面的に誤りとなってしまうため、筆者としてはキングとソーンヒルの著作に孕まれている問題点を洗っておく必要に駆られた。これが、本稿でキングとソーンヒルを批判することになった主要な動機である。キングとソーンヒルの理解によるなら、現代的な諸問題を貪欲に取り込もうとするルーマン理論は、従来からある陳腐な議論へと切り縮められてしまうであろうし、そうなるとルーマン理論が持つ豊かなポテンシャルが摘み取られることになってしまうだろう。

ポストモダンとも呼ばれる現代において普遍理論たらんと欲し、強大な胃の腑のようにあらゆる社会的なものを飲み込もうとするルーマンの意欲的な仕事に本稿筆者は圧倒される思いを強くする。だが、ルーマンの権力分立論にあえて欠けているものを指摘するとすれば、中央銀行が権力分立の要素としては考慮されていない点を挙げることができる。ドイツでは、ディーター・グリムの機能的権力分立論に見られるように、中央銀行（ドイツ連邦銀行）を権力分立の要素として取り込もうとする見解が主張されている。⁽¹¹²⁾だが、管見のかぎり、ルーマンはこのような学説について自らの考えを示していないように見える。もちろん、ルーマンの社会システム論においても中央銀行は論じられており、経済システムの中心である銀行システムの中にヒエラルキーの頂点をなすものとして指定されている。だが、中央銀行が権力分立の要素であるとは論じられていない。後期ルーマンは、権力分立をあくま

でも政治システムにおける行政および政治、そして法システムにおける裁判と立法、これらの間に成立する構造的カップリングと捉えたのだった。本稿筆者は、経済システムの中心に位置する中央銀行をも権力分立論の中に組み込みながら、政治・法・経済の三つの機能システム間の構造的カップリングとして新しい形の権力分立論を提示できないか、という構想を抱いている。もっとも、この点について詳しく論じることは他日を期すことにしたい。

最後に、ルーマンの著作の翻訳にまつわる問題についてもコメントしておきたい。憲法学を専攻する者には社会学の文献、それもドイツ人の間でも難解で知られるルーマンの著作を読みこなすことは、それほど容易なことではない。Emergenz（創発）、Kontingenz（偶発性）、Ausdifferenzierung（分出）などのルーマンが使う諸々の用語は、研究に着手した当初の本稿筆者には、いかにも難解に思えた。そのため、既に幾つか出版されていた邦訳書と原書を対照させながら、用語のデータベースを作成するところから始めざるをえなかった。この意味で、私の研究は日本の諸先学の学恩に多くを負っている。もっとも、あえて率直に批判するとすれば、こと権力分立に関するかぎり、邦訳書の訳文は必ずしも正確なものではなかった。初期から中期そして後期に至る様々な文献でルーマンは権力分立に触れてはいるが、ルーマンの言う Gewaltenteilung（権力分立）とは、立法・行政・裁判という従来から論じられてきた三機能のほかに政治をも含むのであり、決して三機能のみの分立を説くものではない。それにもかかわらず、ある邦訳書では原文の Gewaltenteilung（権力分立）⁽¹¹³⁾ がわざわざ「三権分立」と訳されており、またある邦訳書では Gewaltenteilungslehre（権力分立論）がなぜか「権力分立論」⁽¹¹⁴⁾ と訳されてもいる。また、憲法学においては Justiz（司法）と Rechtsprechung（裁判）が別々の概念として厳密に使い分けられることが多いのだが、『社会の法』の邦訳書では Rechtsprechung⁽¹¹⁵⁾ が「司法」または「判決」⁽¹¹⁶⁾ と訳されたり、Gerichte（裁判所）⁽¹¹⁷⁾ が「司法」⁽¹¹⁸⁾ と訳されたりしており、Gesetz（法律）⁽¹¹⁹⁾ が「立法」と訳されるなど、およそ正確とは言いがたい翻

訳が施されている。このため、現行の邦訳を利用しているかぎり、法学の概念に沿ってルーマンのテクストを厳密に理解することは、ほぼ不可能となっている。⁽¹²⁰⁾こうした邦訳の深い霧の中にあって、ルーマンの権力分立論が日本の読者にとって極めて見通しがたいものとなっていたことも事実である。前々稿から本稿まで続く一連の拙稿がこのような状況を開拓しつつ、初期から後期に至るルーマン理論に鉱脈のように埋もれている権力分立論を掘り起こし、その一端なりとも白日のもとにさらすことに成功しているとすれば、本稿筆者の企図は首尾よく達せられたことになろう。

(1) なお、「古典的」権力分立論の各国における受容や批判については、大森貴弘「ディーター・グリムの機能的権力分立論（1）——議会と政府の関係及びその現代的変容——」早稲田大学大学院法研論集120号（2006年、25頁以下）の冒頭部分において、触れておいた。

(2) 原文では „en quelque façon nulle“. Vgl. *Charles Louis de Secondat de Montesquieu, De l'Esprit des Loix, Éd. en facs.*, 1998 (1748), p.251. モンtesキュー（宮沢俊義訳）『法の精神 上』（一穂社、岩波文庫復刻版、2004年〔岩波文庫、初版、1928年〕）第十一編第六章（232頁）では「いはゞ無である」と訳されている。なお229頁も参照。「古典的」権力分立論とモンtesキューの見解の相違を鋭く指摘した文献として、Vgl. *Charles Eisenmann, L'Esprit des lois et la séparation des pouvoirs*, in *Mélanges R. Carré de Malberg*, 1933. これを紹介した邦語文献として、野村敬造『権力分立に関する論攷』（法律文化社、1976年）177頁以下。日本でも、モンtesキューの言う「権力の均衡」が「君主、貴族及び庶民の三者の勢力の均等をねらつている」という点について、既に清宮四郎が1950年の段階で指摘していた。清宮『権力分立制の研究』（有斐閣、1950年）65頁。もっとも、「権力の抑制・均衡ということは、ロックには見られなかつたところで、モンtesキューによつてはじめて唱えられた」との記述（同書63頁）は問題含みである。実際には、モンtesキューより早くイギリスのボーリングブルックが国制の諸部分の均衡を説いていたことが知られている。Bolingbroke, Remarks on History of England, in: David Mallet (ed.), *Bolingbroke Works*, Vol. I, 1968 (1754), p. 338. この出版年は著作集所収時。文書は1730年のものとされる。

- (3) *Thomas Jefferson, Notes on the state of virginia, 1964 (originally published in 1861)*, pp. 113–115. [邦訳：T・ジェファソン（中屋健一訳）『ヴァージニア覚え書』（岩波文庫、2003年）215頁以下。] また、同時期の重要な共著書である『ザ・フェデラリスト』においても、上記のジェファーソンの文章が引用されている。 *Alexander Hamilton / James Madison / John Jay, The FEDERALIST Papers, introduction by Clinton Rossiter, 1964*, pp. 310–311. [邦訳：A・ハミルトン／J・ジェイ／J・マディソン（斎藤眞／中野勝郎訳）『ザ・フェデラリスト』（岩波文庫、2003年）230–231頁。なお、新聞誌上の論説を集めた書物としての『ザ・フェデラリスト』は、1788年に二巻本として発表されたものが最初である。同邦訳書402–403頁。]
- (4) *Jefferson (N 3)*, p. 113. [T・ジェファソン（前傾邦訳注3）214–215頁。]
- (5) マディソンの見解についても言及しつつ、アメリカにおける権力分立論について考察した文献として参照、駒村圭吾「権力分立論の諸相と総合——アメリカ合衆国における論争の整理と「抑制・均衡」法理の再評価——」白鷗法學11号（1998年）1頁以下。
- (6) 例えば、この時期にユスティは、国家の福祉が権力の制限・抑制を要求すると主張した。これについて参照、栗城壽夫『一九世紀ドイツ憲法理論の研究』（信山社、1997年）365–366頁。
- (7) 同10–11頁。
- (8) *Carl Schmitt, Die geistgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus, 1923*, S. 29. [邦訳：カール・シュミット（稻葉素之訳）『現代議会主義の精神史的地位』（みすず書房、2000年）55頁。]
- (9) Z.B. vgl. *Dieter Grimm, Politische Parteien*, in: Ernst Benda/Werner Maihofer/Hans-Jochen Vogel (Hg.), *Handbuch des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland*, 2., neubearbeitete und erweiterte Aufl., 1994, insbesondere Rdnr. 11, 22.
- (10) 日本における「古典的」権力分立論（特に芦部信喜の学説）を「伝統的な通説」と規定するものとして、参照、村西良太「権力分立の現代的展開——機能的権力分立論の可能性——」九大法学90号（2005年）217頁。
- (11) もっとも「政党を権力分立論の中にいかに位置づけるか」について論じる先駆的な学説が皆無であったわけではない。例えば参照、吉田英司「権力統制機構としての権力分立制と複数政党」公法研究57号（1995年）44頁以下。

- (12) 大森貴弘「ニクラス・ルーマンの権力分立論——グローバル・コンテクストにおける応用可能性——」早稲田法学会誌56巻（2006年）61頁以下。
- (13) 大森貴弘「再びニクラス・ルーマンの権力分立論——民主制における権力循環——」早稲田法学会誌57巻（2007年）1頁以下。
- (14) 馬場の時期区分に従うと、初期は1960年代から1970年代半ばまで、中期は1970年代半ばから1980年代前半まで、そして後期が1984年以降とされている。参照、馬場靖雄『ルーマンの社会理論』（勁草書房、2001年）2頁以下。
- (15) 現時点では邦訳である。なお、共著者の一人クリス・ソーンヒルが著した別の著作には邦訳がある。同（安世舟／永井健晴／安章浩 訳）『現代ドイツの政治思想家』（岩波書店、2004年）。この本の第五章がルーマンについての記述にあてられている。
- (16) Z.B. Luhmann, Politische Verfassungen im Kontext des Gesellschaftssystems (1. Teil), Der Staat, 12. Band, 1973, S. 7 f.
- (17) 例えば参照、大森（前掲注12）70頁。
- (18) 英語の“executive”には、これまで様々な訳語があてられている。執行部・執行府・行政部・行政府・執政…等々。いかなる訳語に翻訳すべきかは悩ましいが、本稿では仮に「執政」と訳しておく。
- (19) Michael King/ Chris Thornhill, Niklas Luhmann's Theory of Politics and Law, 2005 (first published in 2003), p. 86. 引用にあたって原文のイタリックを傍点に直した。
- (20) ibid., pp. 86-87.
- (21) ibid., p. 87.
- (22) ibid., pp. 89-90.
- (23) もっとも、政治／行政／公衆という形での分化は、中期になって初めて主張されたものではない。とりわけ、初期の論稿 *Niklas Luhmann, Soziologie des politischen Systems* (erstmalig veröffentlicht in: Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie 20, 1968), in: Soziologische Aufklärung 1: Aufsätze zur Theorie der sozialen Systeme, 6. Aufl., 1991, S. 164においては、公衆が政治および行政と並んで政治システムに属することまで明らかにされている。
- (24) アメリカ行政法学に由来する執政と行政の区別について論じ、なおかつルーマンの政治と行政の区別についても論及する文献として、参照、毛利透「官僚制の位置と機能」ジュリスト No.1311 (2006年) 64頁以下。

- (25) 実際、彼らは狭義の政治について「政治（すなわち、政党の指導的人物や高位の党員）」と述べている。King/ Thornhill (N 19), p. 88.
- (26) ibid., p. 123.
- (27) 目次を見ると、第二章が「社会の法システム」であり、第三章が「政治システム」と題されている。
- (28) この点については、前稿において手短に言及しておいた。大森（前掲注13）11頁。
- (29) キングとソーンヒルは、法システムが「包括的なオートポイエティック・システム」として存在していると述べている。King/ Thornhill (N 19), p. 39. また、政治システムについても「自己調節的なオートポイエティック・システム」としている。ibid., p. 77.
- (30) オートポイエティック・ターンとは、生物学由来のオートポイエシス概念を社会システム論に導入することに伴うルーマン自身の思想転回のことを指す。これについては、前々稿で既に述べておいた。大森（前掲注12）74頁以下。これに関する参考、榎澤能生「オートポイエシスと法理論——西ドイツにおける『ポスト福祉国家の法理論』の一潮流——」早稲田法学66巻2号（1991年）1頁以下。同じく参考、長岡克行『ルーマン／社会の理論の革命』（勁草書房、2006年）第四章以下。
- (31) King/ Thornhill (N 19), p. 123. 龜甲括弧による挿入は引用者による補足。
- (32) 毛利透『民主政の規範理論 憲法パトリオティズムは可能か』（勁草書房、2002年）75頁。なお、引用にあたって原文にある鉤括弧を二重鉤括弧に改めた。
- (33) 参照、大森（前掲注13）19頁以下。Dazu vgl. Niklas Luhmann, Das Recht der Gesellschaft, 1995 (erstmalig veröffentlicht 1993), S. 145. [邦訳：ニクラス・ルーマン（馬場靖雄／上村隆広／江口庄仁 訳）『社会の法 1』（法政大学出版局、初版第一刷、2003年）154頁。]
- (34) King/ Thornhill (N 19), p. 123.
- (35) ibid.
- (36) ibid., p. 124.
- (37) ルーマンは、広義の行政を「国家」ないし「国家組織」とも表現している。このような用法について、大森（前掲注13）21-22頁。実際にも、Luhmann, Die Politik der Gesellschaft, herausgegeben von André Kieserling, 2000, S. 117では、行政／政治／公衆という政治システムの内部分化が「国家、政党そして公衆」と表現されており、明らかに行政が「国家」と表現されている。さらに ders. (N 33),

- S. 335〔前掲邦訳書2巻、461頁〕では「国家組織」と言い換えられている。
- (38) 大森（前掲注13）5頁以下。
- (39) *Luhmann*, Funktionale Methode und juristische Entscheidung, Archiv des öffentlichen Rechts 94 (1969), S. 5. (Auch in: ders., Ausdifferenzierung des Rechts: Beiträge zur Rechtssoziologie und Rechtstheorie, 1981, S. 277.)
- (40) A. a. O., S. 289.
- (41) *Luhmann*, Rechtssoziologie, 1. Aufl., Bd. 2, 1972, S. 357.
- (42) A. a. O., S. 245.
- (43) *Luhmann*, Systemtheoretische Beiträge zur Rechtstheorie, Jahrbuch für Rechtssoziologie und Rechtstheorie 2 (1972), S. 273. Auch in: ders., Ausdifferenzierung des Rechts: Beiträge zur Rechtssoziologie und Rechtstheorie, 1981, S. 267.
- (44) A. a. O.
- (45) これに対して、ルーマンは既に1969年の論文において法の分出について語っている、との異論が出されるかもしれない。しかしながら、ルーマンが「法の分出」と「法システムの分出」を区別していることに留意すべきである。Vgl. *Luhmann* (N 39), S. 15.
- (46) A. a. O., S. 258.
- (47) *Luhmann*, Politische Verfassungen im Kontext des Gesellschaftssystems (2. Teil), Der Staat, 12. Bd, 1973, S. 182.
- (48) *Niklas Luhmann*, Macht, 1. Aufl., 1975, S. 98.
- (49) *Luhmann*, Positivität des Rechts als Voraussetzung einer modernen Gesellschaft, in: Rüdiger Lautmann/ Werner Maihofer/ Helmut Schelsky (Hg.), Die Funktion des Rechts in der modernen Gesellschaft: Jahrbuch für Rechtssoziologie und Rechtstheorie Bd. I, 1970, S. 189, 198. (Auch in: ders., Ausdifferenzierung des Rechts: Beiträge zur Rechtssoziologie und Rechtstheorie, 1981, S. 133, S. 147.)
- (50) A. a. O., 1970, S. 196.
- (51) *Luhmann*, Die Funktion des Rechts: Erwartungssicherung oder Verhaltenssteuerung?, in ders., Ausdifferenzierung des Rechts: Beiträge zur Rechtssoziologie und Rechtstheorie, S. 89 f.
- (52) *Luhmann*, THR LEGAL PROFESSION: COMMENTS ON THE SITUA-

TION IN THE FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY, translated by Th. Elster, *The Judicial Review: The Law Journal of Scottish Universities* 20 (1975), p. 118. (Deutsche Fassung: Die Profession der Juristen: Kommentare zur Situation in der Bundesrepublik Deutschland, in: ders., *Ausdifferenzierung des Rechts: Beiträge zur Rechtssoziologie und Rechtstheorie*, 1999, S. 175.)

- (53) このときの講演原稿は邦訳されている。参照、ニクラス・ルーマン（小野耕二訳）「法システムと政治システム——その相互関係の諸問題——」N. ルーマン（土方昭監修）『システム理論のパラダイム転換』（御茶の水書房、1983年）50頁。原題は *Rechtssystem und politisches System, Probleme ihrer wechselseitigen Beziehungen* である。なお、この講演原稿には、六本佳平による別の訳稿がある。参照、ジュリスト779号（1982年）。本稿筆者の知るかぎり、この公演原稿のドイツ語原文は公表されていないようである。引用にあたり、邦訳にある「提供」という訳語を「供給」に変更した。原語は未発表であるため参照することができないが、同時期のルーマンの論文における用語から推測すると、おそらく „liefern“ であろうと思われる。
- (54) *Luhmann, Rechtszwang und politische Gewalt*, in: ders., *Ausdifferenzierung des Rechts*, 1981, S. 167 f.
- (55) A. a. O., S. 168.
- (56) A. a. O.
- (57) A. a. O., S. 169. なお、Implementationは「執行」と訳されることもある。参照、ニクラス・ルーマン（馬場泰雄／上村隆広／江口庄仁訳）『社会の法 2』（法政大学出版局、初版第1刷、2003年）782頁。他方で、「実行」と訳されることもある。馬場（前掲注14）121頁。本稿では後者に従う。
- (58) ルーマン（前掲注53）49頁。
- (59) ルーマン（前掲注53）所収の小野耕二による「解説」60頁。
- (60) Vgl. *Luhmann* (N 54), S. 167.
- (61) A. a. O., S. 166.
- (62) ルーマン自身が既に初期においてこの点に触れていた。Vgl. N 47.
- (63) 具体的には、*Luhmann, Autopoiesis, Handlung und kommunikative Verständigung*, *Zeitschrift für Soziologie* 11 (1982), S. 366 ff.
- (64) *Luhmann, Rechtssoziologie*, 2., erw. Aufl., 1983, S. 357. [抄訳：ニクラス・ル

- ーマン（黒木三郎／大橋憲広／斎藤秀夫 訳）『法社会学（第2版）』第2版への序終章「法システムと法理論」比較法学（1986年）8頁。引用にあたってこの邦訳をベースに少々補正した。】
- (65) *Niklas Luhmann*, Ökologische Kommunikation: Kann die moderne Gesellschaft sich auf ökologische Gefährdungen einstellen?, 1986, S. 64. [ニクラス・ルーマン（土方昭 訳）『エコロジーの社会理論』（新泉社、1987年）51頁。]
- (66) *Niklas Luhmann*, Die Wirtschaft der Gesellschaft, 1994 (erstmalig veröffentlicht 1988), S. 131. Dazu vgl. auch a. a. O., S. 334. [邦訳：ニクラス・ルーマン（春日淳一 訳）『社会の経済』（文眞堂、2004年）129頁。この点について、さらに同邦訳書342頁も参照。]
- (67) *Luhmann* (N 33), S. 442. [ルーマン（前掲注57）580頁。]
- (68) 他方で、後期ルーマンは非対称化 Asymmetrisierung という用語を維持している。*Niklas Luhmann*, Soziale Systeme: Grundriß einer allgemeinen Theorie, 2002 (Lizenzausgabe), S. 651. [邦訳：ルーマン（佐藤勉 監訳）『社会システム論（下）』（恒星社厚生閣、2001年）850頁。] この非対称化という概念は、中期ルーマンにおいてはインプット／アウトプット・モデルに依拠して使われていた。Vgl. *Luhmann* (N 54), S. 169. 後期において同モデルが放棄された後にも非対称化の概念が維持されたことは、同概念がオートポイエーシス論に基づいて捉え返されたことを意味するのであろう。
- (69) *Luhmann* (N 64), S. 356. 引用に際して原文のイタリックには傍点を付した。[ルーマン（前掲注64）7頁。]
- (70) A. a. O., S. 357. [ルーマン（前掲注64）7頁。]
- (71) *Luhmann* (N 33), S. 145. [ルーマン（前掲注33）154頁。]
- (72) *Luhmann*, Funktionen der Rechtsprechung im politischen System, in: Dritte Gewalt heute? Schriften der Evangelischen Akademie in Hessen und Nassau, Heft 84, 1969, S. 11.
- (73) *Luhmann* (N 37), S. 81, 305.
- (74) A. a. O., S. 254. 傍点による強調および三点リーダーによる省略は引用者。
- (75) 高橋徹は、政治システムにおける政治（狭義の政治システム）を議会における立法として理解している。同『意味の歴史社会学——ルーマンの近代ゼマンティク論——』（世界思想社、2002年）200頁。この把握に対する批判は前稿で詳しく触れたため、ここでは繰り返さない。参照、大森（前掲注13）17-18頁。

- (76) *Luhmann* (N 37), S. 242. 傍点による強調は引用者。
- (77) この点については既に第I章で触れた。Vgl. auch N 25.
- (78) *Luhmann* (N 37), S. 81 f.
- (79) なお中期の文献ではあるが、議会と並んで政府もまた「集団的に拘束する決定に従事する」と論じられている。*Luhmann, Machtkreislauf und Recht in Demokratien*, Zeitschrift für Rechtssoziologie 2, Heft 2, 1981, S. 164。同じく中期の著作であるが、広義の行政が政府を含むとされている。*ders., Politische Theorie im Wohlfahrtstaat*, 1981, S. 45。〔邦訳：ニクラス・ルーマン（徳安彰 訳）『福祉国家における政治理論』（勁草書房、2007年）45頁。〕
- (80) *Luhmann* (N 33), S. 335 [前掲邦訳書2巻、461頁。]
- (81) A. a. O., S. 336. [ルーマン（前掲注57）462頁。]
- (82) Vgl. N 21.
- (83) *Luhmann* (N 33), S. 336. [前掲邦訳書2巻、462頁。]
- (84) A. a. O., S. 324. [前掲邦訳書2巻、448頁。]
- (85) この濾過機能については、前々稿および前稿で詳述したため、ここではこれ以上、立ち入らない。大森（前掲注12）71頁以下。同（前掲注13）25頁以下。
- (86) *Luhmann* (N 37), S. 256 f.
- (87) 相互作用 Interaktion とは社会学で頻繁に用いられる概念であるが、ルーマン理論においては、ある場所に居合わせる人々の間で交わされるコミュニケーションからなる単純な社会システムを意味する。参照、*Luhmann* (N 68), S. 263 f. [邦訳：ニクラス・ルーマン（佐藤勉 監訳）『社会システム理論（上）』（恒星社厚生閣、2002年）305頁。] なお、本文では組織とシステムとの対応関係について言及したが、この点に関連して、ルーマン理論における組織システムと機能システムとの不明瞭な関係を批判的に検討する文献として参照、*Georg Kneer, Organisation und Gesellschaft: Zum ungeklärten Verhältnis von Organisations- und Funktionssystemen in Luhmanns Theorie sozialer Systeme*, Zeitschrift für Soziologie, Jg. 30, Heft 6 (2001), S. 407-428.
- (88) 初宿正典による邦訳を引用した。樋口陽一／吉田善明 編『解説 世界憲法集 第4版』（三省堂、2001年）199頁。
- (89) 政党に関するドイツの諸学説について参照、*Dieter Grimm* (N 9). さらにドイツにおける政党法制について論じた文献として参照、水島朝穂／彼谷環「ドイツにおける「新党」結成の動向と政党法制——ハンブルク Demo を中心に」法律時報

- 66巻6号（1994）99-104頁。
- (90) *Gerhard Leibholz*, Verfassungsrechtliche Stellung und innere Ordnung der Parteien, 38. DJT (1950). ライプホルツの政党についての論文5本を所収した邦訳書として参照、G・ライプホルツ他（竹内重利 訳）『20世紀における民主制の構造変化』（木鐸社、2002年）7-125頁。
- (91) BVerfGE 1, 208 (224).
- (92) *Luhmann* (N 37), S. 266.
- (93) *Niklas Luhmann*, Die Unbeliebtheit der politischen Parteien, in: Siegfried Unseld (Hg.), Politik ohne Projekt? Nachdenken über Deutschland, 1993, S. 52
- (94) シュミット（前掲注8）。
- (95) *Giovanni Sartori*, Parties and party systems: A framework for analysis, Vol. I, 1976, p. 22.〔邦訳：G. サルトリ（岡沢憲英／川野秀之 訳）『現代政党学——政党システム論の分析枠組み [普及版]』（早稲田大学出版部、2000年）39頁。〕
- (96) ibid., p. 44.〔前掲邦訳書76頁。〕
- (97) ルーマン（前掲注87）xi 頁。
- (98) *Luhmann* (N 37), S. 316. この論点についてさらに参照、小松丈晃『リスク論のルーマン』（勁草書房、2003年）。この本の第五章では、ルーマン理論における議会外野党や抗議運動、「新しい周辺」の問題が扱われている。
- (99) *Jürgen Habermas*, Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie? Eine Auseinandersetzung mit Niklas Luhmann, in: Jürgen Habermas / Niklas Luhmann, Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie – Was leistet die Systemforschung?, 1. Aufl., 1971, S. 145.〔邦訳：ユルゲン・ハーバーマス「社会の理論か社会テクノロジーか——ニクラス・ルーマンとの対決——」ユルゲン・ハーバーマス／ニクラス・ルーマン（佐藤嘉一／山口節郎／藤沢賢一郎 訳）『批判理論と社会システム理論』（木鐸社、2004年）186頁。〕
- (100) ハーバーマスは「そもそも政治と法は、オートポイエーシス的に閉じたシステムとして理解することはできない」と述べている。Jürgen Habermas, Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats, 2. Aufl., 1992, S. 427.〔邦訳：ハーバーマス（河上倫逸／耳野健二 訳）『事実性と妥当性（下）——法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』（未來社、2003年）82頁。〕ここで批判対象はルーマンではなくヴィルケで

あるが、ハーバーマスの上の批判は同時にルーマン批判としても意義を持つであろう。

- (101) グリムが本稿筆者に口頭で語ったところによると、彼自身、自説が初期ルーマンに適合的であることを自覚しているようである。
- (102) この問題を指摘する文献として、毛利透（前掲注32）66頁。
- (103) *Niklas Luhmann*, Theorie der politischen Opposition, Zeitschrift für Politik 36 (1989), S. 19–20.
- (104) このようにルーマンが使う *Regierung* という単語は、政府を意味する場合と与党を意味している場合があり、若干アンビバレントである。
- (105) Vgl. *Georg Kneer/ Armin Nasehi*, Niklas Luhmanns Theorie sozialer Systeme: Eine Einführung, München, 1993, S. 34.
- (106) 小野耕二「ニクラス・ルーマンの政治理論」日本政治学会編『20世紀のドイツ政治理論（年報政治学2002）』（岩波書店、2002年）164–165頁。
- (106a) 石戸教嗣『ルーマンの教育システム論』（恒星社厚生閣、2000年）12–15頁。
- (107) *Niklas Luhmann*, Positivität des Rechts als Voraussetzung einer modernen Gesellschaft, Jahrbuch für Rechtssoziologie und Rechtstheorie 1 (1970), S. 198. 傍点による強調は引用者。
- (108) 原文は „daß das Recht allein im politischen System hergestellt und betreut wird“ となっている。
- (109) *Niklas Luhmann*, Positivität des Rechts als Voraussetzung einer modernen Gesellschaft, in: ders., Ausdifferenzierung des Rechts: Beiträge zur Rechtssoziologie und Rechtstheorie, 1981, S. 147. 傍点による強調は引用者。
- (110) *Niklas Luhmann*, Vorwort, in: ders., Ausdifferenzierung des Rechts: Beiträge zur Rechtssoziologie und Rechtstheorie, 1981, S. 9.
- (111) 大森（前掲注13）34頁。三点リーダーは引用時の省略。
- (112) *Grimm* (N 9), Rdnr. 11.
- (113) ニクラス・ルーマン（馬場靖雄／上村隆広 訳）『目的概念とシステム合理性社会システムにおける目的の機能について』（勁草書房、第一版第三刷、2003年）64頁、252頁、289頁。
- (114) ニクラス・ルーマン（谷沢豊／関口光春／長谷川幸一 訳）『公式組織の機能とその派生的問題（上）』（新泉社、第2刷、1998年）102頁、118頁。
- (115) *Justiz* とは民刑事を中心に把握された伝統的な司法を意味しており、*Recht-*

sprechung は憲法裁判権などを含む裁判を意味する用語であって、憲法学においては厳密に区別して用いられることが多い。なお、「司法」と「裁判」の概念的な区別について考察した邦語文献として参考、樋口陽一／栗城壽夫『憲法と裁判』（法律文化社、1988年）5頁以下。

- (116) ルーマン（前掲注33）58頁、313頁。
- (117) ルーマン（前掲注57）422頁、424頁。ルーマンが、立法と裁判 Rechtsprechung の区別という権力分立に関する事柄について論じているところで、Rechtsprechung を「判決」と訳してしまうと、文意の理解が困難となるだろう。
- (118) ルーマン（前掲注33）92頁、218頁。
- (119) 同192頁。
- (120) もっとも、翻訳者たちの“初訳の苦労”には敬意を表しておかねばならない。

（2007年10月18日脱稿）